

# 準司法的手続に関する調査研究報告書

## 資料編

平成 19 年 10 月



## 資料編目次

第1章	総論的検討	1
第2章	当事者間紛争処理型準司法手続	20
第3章	違反行為監視・是正型準司法手続	39
第4章	不服審査型準司法手続	76
第5章	その他の類型	106



# 第1章 総論的検討

## II 準司法手続の概念と分類—研究の対象

### 〔2〕他の特例的制度

#### ○海難審判法施行規則 49 条

第四十九条 証拠調が終つたときは、理事官は、事実を示してその海難の原因に対する判断、受審人に対する懲戒又は指定海難関係人に対する勧告について意見を陳述しなければならない。

2 受審人、指定海難関係人及び補佐人は、前項の理事官の陳述に対して意見を述べることができる。

#### ○人事院規則 13-1 第 30 条

(口頭審理)

第三十条 公平委員会は、請求者が口頭審理の請求を行つた場合には、当事者立会いの下で、証拠調べその他公平委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものとする。

2 公平委員会は、当事者の一方及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。

3 公平委員会は、請求者が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上、口頭審理を公開しないことができる。

4 公平委員会は、法第百条第一項に規定する職務上知ることのできた秘密について陳述し又は証言することを求めるときは、理由を告げた上、当事者、代理人又は傍聴人を退席させることができる。

#### ○人事院規則 13-1 第 39 条

(争点整理等手続)

第三十九条 公平委員会は、口頭審理を円滑に行うため必要があると認めるときは、当事者の出席を得て、いつでも次に掲げる審理を行うことができる。ただし、当事者の一方及びその代理人がともに出席しないときは、この限りでない。

一 当事者の主張を明確にすること。

二 事案の争点を整理すること。

三 証拠調べの申請をさせること。

四 立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。

五 証拠調べの決定又は証拠調べの申請を却下する決定をすること。

六 書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料（以下「証拠資料」という。）を提出させ、その認否を行わせること。

七 口頭審理の進行に関する事項を定めること。

2 前項の規定に基づいて行う審理（以下「争点整理等手続」という。）は、非公開で行うものとする。

3 公平委員会は、適当と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができる。ただし、第一項第五号に掲げる審理については、この限りでない。

#### ○人事院規則 13-1 第 56 条

（対質）

第五十六条 公平委員会は、証人又は当事者本人を尋問する場合において、必要があると認めるときは、証人相互又は当事者本人と証人若しくは当事者本人相互の対質を命ずることができる。

#### ○国税通則法 99 条

（国税庁長官の指示等）

第九十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示をするときは、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、

国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審議会の議決に基づいてこれを行わなければならない。

### Ⅲ 各制度の独自の意義と機能—改正行政不服審査法の見地から

#### 〔2〕 当事者間紛争処理型

##### ○公害紛争処理法 31 条

(調停委員の指名等)

第三十一条 中央委員会又は審査会等による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 連合審査会による調停は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会を設けて行なう。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る調停委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

##### ○公害紛争の処理手続等に関する規則 5 条

(代表者の選定)

第五条 法第二十六条第一項の申請、法第二十七条の二第一項の規定によるあつせん又は法第二十七条の三第一項の規定による調停（これらに係る法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てを含む。次項において「申請等」という。）に係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから一人若しくは数人の代表者を選定し、又はこれを変更することができる。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、申請若しくは参加の申立ての取下げ又は和解の締結若しくは調停案の受諾を除き、当該申請等に係る一切の行為をすることができる。

3 代表者が選定されたときは、代表者のすることができる行為は、代表者を通じてしな

なければならない。

- 4 第一項の規定による代表者の選定及びその変更は、書面をもつて証明しなければならない。

## ○公害紛争の処理手続等に関する規則 10 条

(参加申立書)

第十条 法第二十三条の四第一項の規定による調停の手続への参加の申立ては、書面をもつてしなければならない。

- 2 第六条第一項（第七号を除く。）の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求める調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

### 〔3〕違反行為監視・是正型

## ○破壊活動防止法 22 条

(公安審査委員会の決定)

第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行わなければならない。この場合においては、審査のため必要な取調をすることができる。

- 2 公安審査委員会は、前項の取調をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。
  - 一 関係人若しくは参考人の任意の出頭を求めて取り調べ、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
  - 二 帳簿書類その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の任意の提出を求め、又は任意に提出した物件を留めておくこと。
  - 三 看守者若しくは住居主又はこれらの者に代るべき者の承諾を得て、当該団体の事務所その他必要な場所に臨み、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。
  - 四 公務所又は公私の団体に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること。



- 3 公安審査委員会は、相当と認めるときは、公安審査委員会の委員又は職員に前項の処分をさせることができる。
- 4 公安審査委員会の委員又は職員は、第二項の処分を行うに当つて、関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならない。
- 5 公安審査委員会は、第一項の規定による審査の結果に基づいて、事件につき、左の区別に従い、決定をしなければならない。
  - 一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
  - 二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
  - 三 処分の請求が理由があるときは、それぞれその処分を行う決定
- 6 公安審査委員会は、解散の処分の請求に係る事件につき第七条の処分をすることができない場合においても、当該団体が第五条第一項の規定に該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、第五条第一項の処分を行う決定をしなければならない。

#### ○破壊活動防止法 21 条

(処分の請求の通知及び意見書)

- 第二十一条 公安調査庁長官は、処分請求書を公安審査委員会に提出した場合には、当該団体に対し、その請求の内容を通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。
  - 3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに処分請求書の謄本を送付しなければならない。
  - 4 当該団体は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、処分の請求に対する意見書を公安審査委員会に提出することができる。

#### ○破壊活動防止法 14 条

(意見の陳述及び証拠の提出)

- 第十四条 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、五人以内に限り、弁明の期日に出頭して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員（以下「受命職員」という。）に対し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。

## ○会計検査院法 32 条

第三十二条 会計検査院は、出納職員が現金を亡失したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

2 会計検査院は、物品管理職員が物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

3 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員又は物品管理職員を監督する責任のある者は、前二項の検定に従つて弁償を命じなければならない。

4 第一項又は第二項の弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

5 会計検査院は、第一項又は第二項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは五年間を限り再検定をすることができる。前二項の規定はこの場合に、これを準用する。

## ○予算執行職員等の責任に関する法律 4 条

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十五条第一項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、

その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

- 4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第一項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
- 5 第三項の場合において、各省各庁の長は、会計検査院が予算執行職員に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。
- 6 前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当該金額に対し財務大臣が納付のときから還付のときまでの期間における銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を加算しなければならない。

## ○予算執行職員等の責任に関する法律 5 条

(再検定)

第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免かれる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作成し、証拠書類を添え、書面をもつて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。ただし、請求に基づいて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。

- 2 会計検査院は、前項の規定による再検定のための審理をする場合において、各省各庁の長又は予算執行職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、当該職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。
- 3 各省各庁の長又はその代理官及び予算執行職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。
- 4 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、会計検査院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。
- 5 前条第一項本文、第二項、第五項及び第六項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、前条第五項中「第三項の場合において、各省各庁の長は、」とあるのは「各省各庁の長は、」と読み替えるものとする。

## ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 8 条～15 条

(検定のための検査)

第八条 会計検査院は、法第二章第三節 に規定するところにより検査を行い、出納職員若しくは前条第一項の公庫等の現金出納職員又は物品管理職員若しくは前条第一項の公庫等の物品管理職員（以下この節において「出納職員等」という。）の弁償責任の有無を検定する。

(資料の提出)

第九条 出納職員等は、前条の規定による検査において提出するもののほか、次条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けるまでは、その弁償責任の有無に関する主張を記載した書面及び証拠書類を会計検査院に提出することができる。この場合において、会計検査院が書面及び証拠書類を提出すべき期限を定めるときは、その期限までに提出しなければならない。

(検定結果の通知)

第十条 会計検査院は、法第三十二条第一項（予責法第十条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項（予責法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、出納職員等に弁償責任があると検定したときは、本属長官等（本属長官、予責法第九条第一項に規定する公庫等の長その他出納職員等を監督する責任のある者をいう。以下同じ。）及び出納職員等に対し、弁償すべき額及びその理由を明らかにした有責任通知書を送付し、出納職員等に弁償責任がないと検定したときは、本属長官等及び出納職員等に対し、その旨を通知する。

(再検定の申出)

第十一条 出納職員等は、前条の規定による有責任通知書を受領した場合において、その責めを免れるべき理由があると信じるときは、次の各号に掲げる事項を記載した再検定申出書に、証拠書類を添えて、会計検査院に提出することができる。

- 一 職名、氏名、住所及び生年月日
- 二 有責任通知書の日付及び発送番号
- 三 弁償の責めを免れるべき金額及び理由
- 四 弁償を命ぜられているときは、命ぜられた年月日並びに命じた者の職名及び氏名
- 五 弁償の済否、弁償済みのものについてはその年月日

六 口頭審理を請求するときはその旨

七 口頭審理に出席する代理人及び証人の氏名、住所及び職業

八 口頭審理の公開を請求するときはその旨

2 前項第三号の弁償の責めを免れるべき理由には、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等その責めを免れるべき根拠となる事実を具体的に記載しなければならない。

3 第一項第七号の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 会計検査院は、第一項及び前項の書類に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(再検定)

第十二条 会計検査院は、法第三十二条第五項の規定により、又は前条第一項の規定による再検定申出書の提出があった場合その他必要と認めた場合において、再検定のための審理を開始するときは、本属長官等及び出納職員等に対し、当該事案の内容及び審理を開始する理由を明らかにした再検定開始通知書を送付する。

2 会計検査院は、前条第一項の規定による再検定申出書の提出があった場合において、再検定のための審理を開始しないときは、出納職員等に対し、その旨及び理由を通知する。

3 第八条から第十条までの規定は、第一項の規定により再検定のための審理を開始した事案につき再検定をする場合について準用する。

(口頭審理)

第十三条 会計検査院は、再検定のための審理をする場合において、第十一条第一項に規定する再検定申出書に口頭審理を請求する旨の記載があったときその他必要と認めるときは、口頭審理を行うものとする。この場合において、口頭審理の公開の請求があったときは、口頭審理を公開して行うものとする。

2 前項の口頭審理は、会計検査院が指名する職員が主宰する。

3 主宰者は、口頭審理を行うときは、日時及び場所を関係者に通知する。

(陳述等)

第十四条 出納職員等又はその代理人は、口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

(口頭審理記録書)

第十五条 主宰者は、口頭審理を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した口頭審

理記録書を作成するものとする。

- 一 事件の名称
- 二 審理に出席した出納職員等、代理人及び証人の氏名
- 三 審理の日時及び場所
- 四 審理の公開の有無
- 五 審理の内容
- 六 その他必要と認める事項

### ○海難審判法 11 条

第十一条 審判官（高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。以下同じ。）は、独立してその職権を行う。

### ○海難審判法 36 条

第三十六条 審判の対審及び裁決は、公開の審判廷でこれを行う。

### ○海難審判法 52 条

第五十二条 高等海難審判庁の審判については、この章に定める場合を除いて、第五章の規定を準用する。

### ○海難審判法 39 条

第三十九条 受審人があるときは、裁決は、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。但し、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。

### ○海難審判法 40 条の 2

第四十条の二 地方海難審判庁は、前条第一項の証拠の取調として証人に証言をさせ、鑑定人に鑑定をさせ、通訳人に通訳をさせ、又は翻訳人に翻訳をさせる場合には、これらの者に国土交通省令で定める方法により宣誓をさせなければならない。但し、国土交通省令で定める者には、宣誓をさせないことができる。

### ○海難審判法 40 条の 3

第四十条の三 事実の認定は、審判期日に取り調べた証拠によらなければならない。

### ○海難審判法施行規則 38 条～57 条

第三十八条 審判期日における取調は、審判廷で行う。

2 審判廷は、定数の、審判官、参審員及び書記並びに理事官が列席してこれを開く。

第三十八条の二 審判期日外における証拠の取調については、第三十七条の規定を準用する。

第三十九条 受審人又は指定海難関係人は、審判期日に出廷することができないときは、遅滞なく、その事由を明かにしてこれを海難審判庁に届け出でなければならない。

2 海難審判庁は、前項の事由が正当であると認めるときは、理事官の意見を聴いて審判期日を延期するものとする。

第四十条 指定海難関係人は、審判廷に代理人を出廷させることができる。但し、海難審判庁は、必要と認める場合には、本人の出廷を命ずることができる。

2 前項の代理人は、委任状によつてその資格を証明しなければならない。

第四十一条 審判長は、開廷を宣した後、まず受審人及び指定海難関係人に対して、その人違いがないことを確かめるに足る事項を尋問しなければならない。

第四十二条 前条の尋問が終つたときは、理事官は、事件の概要及び審判開始の申立をした理由を陳述しなければならない。

第四十三条 審判関係人の尋問及び証拠調は、審判長が行う。

2 陪席の審判官、理事官及び補佐人は、審判長に告げて審判関係人を尋問することができる。

第四十三条の二 証人が海難審判庁の構内にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

第四十三条の三 宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、且つ、これに署名押印させなければならない。

2 宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、又何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

第四十三条の四 宣誓をさせた証人には、尋問前に、偽証の罰を告げなければならない。

第四十三条の五 証人は、各別にこれを尋問しなければならない。

2 後に尋問すべき証人が在廷するときは、その者に退廷を命じなければならない。

第四十三条の六 証人であつて、受審人の配偶者若しくは四親等内の親族又は受審人とこれらの関係にあつた者に対しては、宣誓をさせないで、これを尋問することができる。

2 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

第四十四条 海難審判庁は、その審判官の一人に必要な事項の取調を命ずることができる。

2 前項の受命審判官は、審判廷でその取調の結果を海難審判庁に報告しなければならない。

3 受命審判官の行う取調については、海難審判庁の審判手続に関する規定を準用する。

第四十五条 開廷後長期間にわたり開廷しなかつた場合において必要があると認めるときは、審判手続を更新することができる。

2 開廷後受審人又は指定海難関係人が追加指定されたときは、審判手続を更新しなければならない。

第四十六条 開廷後審判官又は参審員が更迭したときは、審判手続を更新しなければならない。但し、裁決を言い渡す場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、補充の審判官又は参審員があらたに審判に加わる場合には、これを適用しない。

第四十七条 削除

第四十八条 海難審判庁は、事件の審判が参審員の参加を必要とすると認めるときは、理事官の意見を聴いて決定を以て参審員を参加させることができる。

2 前項の場合には、海難審判庁は、審判手続を更新しなければならない。

第四十九条 証拠調が終つたときは、理事官は、事実を示してその海難の原因に対する判断、受審人に対する懲戒又は指定海難関係人に対する勧告について意見を陳述しなければならない。

2 受審人、指定海難関係人及び補佐人は、前項の理事官の陳述に対して意見を述べることができる。

第五十条 受審人、指定海難関係人及び補佐人には、最終に陳述する機会を与えなければならない。

第五十一条 海難審判庁は、必要があると認めるときは、決定をもつて取調を再開することができる。



第五十二条 裁決は裁決書をもつてこれをしなければならない。但し、簡易審判にあつては、この限りでない。

2 裁決書は、審判官がこれを作らなければならない。

第五十三条 裁決書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 海難審判庁の名称
- 二 事件名
- 三 受審人の氏名、本籍及び生年月日
- 四 指定海難関係人の氏名及び住所
- 五 審判に関与した理事官の氏名

第五十四条 裁決を言い渡すには、裁決書を朗読し、又はその要旨を告げてこれを行う。

第五十五条 海難審判庁は、裁決を言い渡したときは、遅滞なく裁決書の謄本を理事官及び受審人に送付しなければならない。

第五十六条 受審人、指定海難関係人、補佐人又は利害関係人は、自己の費用で裁決書の謄本又は抄本を請求することができる。

第五十七条 第五十二条第一項但書の場合には、審判調書の抄本をもつて前二条に規定する裁決書の謄本又は抄本に代えることができる。

#### 〔4〕不服審査型

#### ○特許法 139 条

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

- 五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。
- 七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

## ○特許法 145 条

(審判における審理の方式)

第四百五十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

- 2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとするすることができる。
- 3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。
- 4 民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。
- 5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

## ○特許法 150 条

(証拠調及び証拠保全)

第四百五十条 審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠調をすることができる。

- 2 審判に関しては、審判請求前は利害関係人の申立により、審判の係属中は当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠保全をすることができる。
- 3 前項の規定による審判請求前の申立は、特許庁長官に対してしなければならない。
- 4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、証拠保全に関与すべき審判官及び審判書記官を指定する。
- 5 審判長は、第一項又は第二項の規定により職権で証拠調又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 第一項又は第二項の証拠調又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

#### ○特許法 152 条

(職権による審理)

第百五十二条 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第百四十五条第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。

#### ○特許法 153 条

第百五十三条 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 審判長は、前項の規定により当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

3 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

### IV 一般原則の確立と司法手続との関係

#### [1] 一般原則の確立

#### ○特許法 152 条

(職権による審理)

第百五十二条 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第百四十五条第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。

#### ○特許法 153 条

第百五十三条 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 審判長は、前項の規定により当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

3 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

## 〔2〕 司法手続との関係

### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 85 条

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟（同条第五項 から第七項 までに規定する訴訟を除く。）

二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟

### ○海難審判法 53 条

第五十三条 高等海難審判庁の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

2 前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。

3 前項の期間は、これを不変期間とする。

4 地方海難審判庁の裁決に対しては、訴を提起することができない。

### ○特許法 178 条

（審決等に対する訴え）

第一百七十八条 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、

提起することができない。

4 前項の期間は、不変期間とする。

5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。

6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

## ○電波法 97 条

(専属管轄)

第九十七条 前条の訴え(異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。)は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

## ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 57 条

(専属管轄)

第五十七条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

## ○地方自治法 251 条の 5

(国の関与に関する訴えの提起)

第二百五十一条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁(国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。

- 三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。
  - 四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。
- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。
    - 一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
    - 二 前項第二号の場合は、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内
    - 三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内
    - 四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
  - 3 第一項の訴えは、当該普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。
  - 4 原告は、第一項の訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を被告に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。
  - 5 当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。
  - 6 第一項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。
  - 7 国の関与を取り消す判決は、関係行政機関に対しても効力を有する。
  - 8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二條まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。
  - 9 第一項の訴えのうち国の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
  - 10 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期

の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第2章 当事者間紛争処理型準司法手続

### Ⅲ 手続内容の具体的検討

#### 〔1〕組織の独立の確保

##### ○公害等調整委員会設置法5条

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

##### ○公害等調整委員会設置法9条

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

##### ○公害等調整委員会設置法7条1項

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければ



ならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

### ○労働組合法 19 条の 3

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

- 2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項 に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）、国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号 に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）、国有林野事業を行う国の経営する企業の同号 に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）又は日本郵政公社の同号 に規定する職員（以下この章において「日本郵政公社職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。
- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。
- 5 公益委員の任命については、そのうち七人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

#### ○労働組合法 19 条の 4

（委員の欠格条項）

第十九条の四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員
- 二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員
- 四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

#### ○労働組合法 19 条の 6

（公益委員の服務）

第十九条の六 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

#### ○労働組合法 19 条の 12

（都道府県労働委員会）

第十九条の十二 都道府県知事の所轄の下に、都道府県労働委員会を置く。

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条

例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

- 3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。
- 4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。
- 5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。
- 6 第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中「、常勤」とあるのは「、条例で定めるところにより、常勤」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

## ○建設業法 25 条の 2

（審査会の組織）

第二十五条の二 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。

## ○特許法施行令 12 条

（審査官の資格）

第十二条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号 イ行政職俸給表(一)（以下単に「行政

職俸給表(一)」という。)による二級以上の者又は同項第二号 専門行政職俸給表(以下単に「専門行政職俸給表」という。)若しくは同項第十号 指定職俸給表(以下単に「指定職俸給表」という。)の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとす  
る。

- 一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者
- 二 産業行政又は科学技術に関する事務(研究を含む。以下「産業行政等の事務」という。)に通算して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前三号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

## 〔2〕判断権者の除斥・忌避・回避

### ○特許法 139 条

(審判官の除斥)

第百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
- 五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。
- 七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

## ○特許法 141 条

(審判官の忌避)

第四百四十一条 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。

- 2 当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

## ○労働組合法 27 条の 2

(公益委員の除斥)

第二十七条の二 公益委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査に係る職務の執行から除斥される。

- 一 公益委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。
  - 二 公益委員が事件の当事者の四親等以内の血族、三親等以内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。
  - 三 公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
  - 四 公益委員が事件について証人となつたとき。
  - 五 公益委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。
- 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

## ○労働組合法 27 条の 3

(公益委員の忌避)

第二十七条の三 公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

- 2 当事者は、事件について労働委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、公益委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、

又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

### ○労働委員会規則 39 条

(公益委員の回避)

第三十九条 公益委員は、労組法第二十七条の二第一項又は第二十七条の三第一項に規定する場合には、会長の許可を得て、審査に係る職務の執行を回避することができる。

### ○公害紛争処理法 42 条の 3

(裁定委員の除斥)

第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者（第四十二条の七第二項に規定する選定者及び第四十二条の九第三項に規定する被代表者を含む。以下この項、第四十二条の十八第二項、第四十二条の十九、第四十二条の二十、第五十三条及び第五十五条において同じ。）又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。
- 二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。
- 三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。
- 五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

### ○公害紛争処理法 42 条の 4

(裁定委員の忌避)

第四十二条の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定

委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。

## ○公害紛争処理法 41 条

第四十一条 仲裁委員会が行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

## ○建設業法 25 条の 19

（仲裁）

第二十五条の十九 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

- 2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。
- 3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- 4 審査会が行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を適用する。

## ○労働委員会規則 80 条

（仲裁委員の選定及び指名の手續）

第八十条 労調法第三十一条の二ただし書に規定する場合においては、会長は、当該事件に直接利害関係ある者を仲裁委員に指名することができない。

- 2 会長が仲裁委員を指名したときは、担当職員を指名して、仲裁委員及び担当職員の氏名を遅滞なく関係当事者に通知しなければならない。
- 3 仲裁委員会の委員長は、労調法第三十一条の五の規定により当事者が指名した委員又は特別調整委員の氏名を、それぞれ相手方当事者に対して通知しなければならない。
- 4 仲裁委員会の会議の期日及び場所は、そのたびごとに労調法第三十一条の五に規定する委員及び特別調整委員に書面又は口頭で通知しなければならない。

### 〔3〕 審理の公開性

#### ○特許法 145 条

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとする事ができる。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとする事ができる。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

4 民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

#### ○労働委員会規則 41 条の 7

(審問の手続)

第四十一条の七 審問は、当事者の立会いの下で行う。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行うことを妨げない。

2 審問は、公開する。ただし、公益委員会議が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

3 審問には、当事者自身又は前条第三項の規定により指定された者が、出頭しなければならない。ただし、当事者は、会長の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。

4 審問の期日及び場所は、そのたびごとに、あらかじめ審問を行う手続に参加を申し出た委員及び当事者に、書面又は口頭で通知しなければならない。

5 審問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

6 審問期日の変更の申出は、相当の理由がない限り、認めてはならない。



- 7 会長は、労組法第二十七条の十一の規定に基づき、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。
- 8 担当職員は、審問の要領を記録した審問調書を作成して、署名又は記名押印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨を記載し、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。
- 9 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。

#### ○公害紛争処理法 42 条の 15

(審問の公開)

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### ○公害紛争処理法 42 条の 33

(準用規定)

第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

#### ○公害紛争処理法 37 条

(手続の非公開)

第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

#### ○公害紛争処理法 42 条

(準用規定)

第四十二条 第三十三条の二及び第三十七条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準用する。

#### 〔4〕口頭審理の保障

## ○特許法 145 条

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

4 民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

## ○労働委員会法 41 条の 6 以下

### 第四款 審問の手續

(審問の開始)

第四十一条の六 委員会は、申立てのあつた日から原則として三十日以内に、審問を開始するものとし、審問を開始するに当たっては、審問開始通知書を当事者に送付しなければならない。

2 審問開始通知書には、事件及び当事者の表示並びに審問の期日及び場所を記載し、かつ、当事者が出頭すべき旨を付記しなければならない。

3 委員会は、当事者が法人その他の団体であるとき、その他必要があると認めるときは、審問に出頭すべき者を指定することができる。

4 審問を行う手續に参加する委員は、あらかじめ会長に申し出るものとする。

(審問の手續)

第四十一条の七 審問は、当事者の立会いの下で行う。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行うことを妨げない。

2 審問は、公開する。ただし、公益委員会が必要と認めるときは、これを公開しない

ことができる。

- 3 審問には、当事者自身又は前条第三項の規定により指定された者が、出頭しなければならない。ただし、当事者は、会長の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。
- 4 審問の期日及び場所は、そのたびごとに、あらかじめ審問を行う手続に参加を申し出た委員及び当事者に、書面又は口頭で通知しなければならない。
- 5 審問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- 6 審問期日の変更の申出は、相当の理由がない限り、認めてはならない。
- 7 会長は、労組法第二十七条の十一の規定に基づき、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。
- 8 担当職員は、審問の要領を記録した審問調書を作成して、署名又は記名押印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨を記載し、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。
- 9 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。

(審問の終結)

第四十一条の八 会長は、審問を終結するに先立って、当事者に対し、終結の日を予告して、最後陳述の機会を与えなければならない。

- 2 審問の結果、命令を発するに熟すると認められるときは、会長は、審問を終結する。審問を終結した後合議が行われるまでの間に、会長は、必要があると認めたときは、審問を行う手続に参加した委員の意見を聴いたうえ、審問を再開することができる。

## ○公害紛争処理法 42 条の 14

(審問)

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

- 2 当事者は、審問に立ち会うことができる。

### ○公害紛争処理法 42 条の 33

(準用規定)

第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

### ○公害紛争処理法 41 条

(仲裁法 の準用)

第四十一条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

### ○建設業法 25 条の 19

(仲裁)

第二十五条の十九 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

- 2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。
- 3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- 4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を適用する。

### ○公害紛争処理法 32 条

(出頭の要求)

第三十二条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

### ○建設業法 25 条の 13

(調停)

第二十五条の十三 審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。

- 2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
- 3 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。
- 4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。
- 5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

#### 〔5〕 その他審理手続に関する特徴

#### ○労働委員会規則 41 条の 7

(審問の手続)

第四十一条の七 審問は、当事者の立会いの下で行う。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行うことを妨げない。

- 2 審問は、公開する。ただし、公益委員会議が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
- 3 審問には、当事者自身又は前条第三項の規定により指定された者が、出頭しなければならない。ただし、当事者は、会長の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。
- 4 審問の期日及び場所は、そのたびごとに、あらかじめ審問を行う手続に参加を申し出た委員及び当事者に、書面又は口頭で通知しなければならない。
- 5 審問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- 6 審問期日の変更の申出は、相当の理由がない限り、認めてはならない。
- 7 会長は、労組法第二十七条の十一の規定に基づき、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。
- 8 担当職員は、審問の要領を記録した審問調書を作成して、署名又は記名押印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨を記載し、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。
- 9 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。

## ○公害紛争の処理手続等に関する規則 38 条

(準備書面の提出等)

第三十八条 答弁書その他の準備書面を裁定委員会に提出する当事者は、準備書面に記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間において、提出しなければならない。

2 準備書面に事実についての主張を記載する場合には、立証を要する事由ごとに、証拠を記載しなければならない。

3 準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。

4 裁定委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めて、準備書面の提出を命ずることができる。

## ○公害紛争の処理手続等に関する規則 63 条

(準用規定)

第六十三条 前節の規定は、原因裁定の手続について準用する。

## ○公害紛争の処理手続等に関する規則 43 条の 2

(参考事項の聴取)

第四十三条の二 裁定委員会は、当事者から、責任裁定の手続の進行に関する意見その他責任裁定の手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2 裁定委員会は、前項の聴取をする場合には、中央委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

## ○公害紛争の処理手続等に関する規則 43 条の 4

(進行協議)

第四十三条の四 裁定委員会は、審問の期日外において、当事者の出頭を求めて責任裁定の手続の進行に関し必要な事項について協議することができる。

## ○特許法 145 条

(審判における審理の方式)

第百四十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとするができる。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

4 民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

## ○特許法 134 条

(答弁書の提出等)

第百三十四条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、第百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

## ○仲裁法 10 条

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

## ○民事訴訟法 164 条～167 条

### 第一款 準備的口頭弁論

(準備的口頭弁論の開始)

第百六十四条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、この款に定めるところにより、準備的口頭弁論を行うことができる。

(証明すべき事実の確認等)

第百六十五条 裁判所は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

2 裁判長は、相当と認めるときは、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(当事者の不出頭等による終了)

第百六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第百六十二条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出)

第百六十七条 準備的口頭弁論の終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

## ○公害紛争処理法 41 条

(仲裁法の準用)

第四十一条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

## ○建設業法 25 条の 19

(仲裁)

第二十五条の十九 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。



- 2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。
- 3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- 4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を適用する。

### ○労働委員会規則 41 条の 7

（審問の手続）

第四十一条の七 審問は、当事者の立会いの下で行う。ただし、当事者が出頭しない場合でも適当と認めるときは、これを行うことを妨げない。

- 2 審問は、公開する。ただし、公益委員会議が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
- 3 審問には、当事者自身又は前条第三項の規定により指定された者が、出頭しなければならない。ただし、当事者は、会長の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。
- 4 審問の期日及び場所は、そのたびごとに、あらかじめ審問を行う手続に参加を申し出た委員及び当事者に、書面又は口頭で通知しなければならない。
- 5 審問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
- 6 審問期日の変更の申出は、相当の理由がない限り、認めてはならない。
- 7 会長は、労組法第二十七条の十一の規定に基づき、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。
- 8 担当職員は、審問の要領を記録した審問調書を作成して、署名又は記名押印しなければならない。当事者その他の者の陳述は、その正確な要旨を記載し、又は速記等によつて逐語的に記録して、これを審問調書の一部としなければならない。
- 9 当事者又は関係人は、審問調書を閲覧することができる。この場合、当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられたときは、その旨を審問調書に付記しなければならない。

## ○公害紛争処理法 33 条

(文書の提出等)

第三十三条 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入って、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

## ○公害紛争の処理手続等に関する規則 16 条

(関係人の陳述等)

第十六条 調停委員会は、調停を行なうため必要があると認めるときは、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

2 調停委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員にこれを行なわせることができる。

### 第3章 違反行為監視・是正型準司法手続

#### I はじめに

##### ○金融商品取引法 178 条

第一百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

- 一 第一百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実
  - 二 第一百七十二条の二第一項又は第二項に該当する事実
  - 三 第一百七十三条第一項に該当する事実
  - 四 第一百七十四条第一項に該当する事実
  - 五 第一百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実
- 2 内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る前項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。
- 3 重要な事項につき虚偽の記載がある第一百七十二条第三項に規定する発行開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 4 第一百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 5 重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（有価証券報告書等及び半期・臨時報告書等をいう。以下この項並びに第八十五条の七第二項、第三項及び第十九項において同じ。）を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該継続開示書類に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

- 6 第七十三條第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 7 第七十四條第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 8 第六十六條第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。
- 9 第六十七條第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

## ○破壊活動防止法 22 条

(公安審査委員会の決定)

第二十二條 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行わなければならない。この場合においては、審査のため必要な取調をすることができる。

- 2 公安審査委員会は、前項の取調をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。
  - 一 関係人若しくは参考人の任意の出頭を求めて取り調べ、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
  - 二 帳簿書類その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の任意の提出を求め、又は任意に提出した物件を留めておくこと。
  - 三 看守者若しくは住居主又はこれらの者に代るべき者の承諾を得て、当該団体の事務所その他必要な場所に臨み、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。
  - 四 公務所又は公私の団体に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること。
- 3 公安審査委員会は、相当と認めるときは、公安審査委員会の委員又は職員に前項の処

分をさせることができる。

- 4 公安審査委員会の委員又は職員は、第二項の処分を行うに当つて、関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならない。
- 5 公安審査委員会は、第一項の規定による審査の結果に基づいて、事件につき、左の区別に従い、決定をしなければならない。
  - 一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
  - 二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
  - 三 処分の請求が理由があるときは、それぞれその処分を行う決定
- 6 公安審査委員会は、解散の処分の請求に係る事件につき第七条の処分をすることができない場合においても、当該団体が第五条第一項の規定に該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、第五条第一項の処分を行う決定をしなければならない。

## ○海難審判法 35 条

第三十五条 地方海難審判庁は、理事官の審判開始の申立に因つて、審判を開始する。

## II 類型的検討

### 〔2〕違反行為監視・是正型における準司法手続等の在り方

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 47 条

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

- 2 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。
- 3 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。
- 4 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 62 条

第六十二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百四十三条から第百四十七条まで、第百四十九条、第百五十四条から第百五十六条まで、第百六十五条及び第百六十六条の規定は、公正取引委員会又は審判官が、審判に際して、参考人を審尋し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。

- 2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会又は審判官」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審尋」と、「被告人」とあるのは「被審人」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### ○金融商品取引法 185 条

第八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

- 2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十条、第百九十一条、第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

#### ○金融商品取引法 185 条の 4

第八十五条の四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

- 2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。
- 3 民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定

は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

### ○公正取引委員会の審判に関する規則 26 条

(証拠調べ)

第二十六条 審判官は、申出により又は職権で必要と認める証拠調べをすることができる。

- 2 証拠調べは、次章に規定する手続に従い、これを行う。
- 3 証拠調べは、この規則に特別の定めのある場合を除いて、審判期日において、これを行わなければならない。

### ○金融商品取引法 185 条

第八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

- 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

### ○金融商品取引法 185 条の 2

第八十五条の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

### [3]「制裁的処分」について

### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 70 条の 21

第七十条の二十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令及び第七十条の十一第一項に規定する認可の申請に係る処分並びにこの節の規定による審決その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及び第五十六条第一項の規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

### Ⅲ 各制度について

#### 〔1〕公安審査委員会の審査手続

#### ○破壊活動防止法 5 条

(団体活動の制限)

第五条 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行うことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相当な限度をこえてはならない。

一 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。

二 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。

三 六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。

2 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役職員又は構成員として、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。但し、同項第三号の処分が効力を生じた場合において、当該役職員又は構成員が当該処分の効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限でない。

#### ○破壊活動防止法 7 条

(解散の指定)

第七条 公安審査委員会は、左に掲げる団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動と



して暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があり、且つ、第五条第一項の処分によつては、そのおそれを有効に除去することができないと認められるときは、当該団体に対して、解散の指定を行うことができる。

- 一 団体の活動として第四条第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体
- 二 団体の活動として第四条第一項第二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し、若しくはこれを実行させる目的をもつて人をせん動して、これを行わせた団体
- 三 第五条第一項の処分を受け、さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体

### ○破壊活動防止法 8 条

(団体のためにする行為の禁止)

第八条 前条の処分が効力を生じた後は、当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役職員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。但し、その処分の効力に関する訴訟又は当該団体の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行為は、この限でない。

### ○破壊活動防止法 9 条

(脱法行為の禁止)

第九条 前条に規定する者は、いかなる名義においても、同条の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

### ○破壊活動防止法 42 条

(団体のためにする行為の禁止違反の罪)

第四十二条 第八条又は第九条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

### ○破壊活動防止法 2 条

(この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安

全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

### ○破壊活動防止法 11 条

(処分の請求)

第十一条 第五条第一項及び第七条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。

### ○破壊活動防止法 12 条

(通知)

第十二条 公安調査庁長官は、前条の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該団体が事件につき弁明をなすべき期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、処分の請求をしようとする事由の要旨並びに弁明の期日及び場所を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送付しなければならない。

### ○破壊活動防止法 13 条

(代理人)

第十三条 前条第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができる。

### ○破壊活動防止法 14 条

(意見の陳述及び証拠の提出)

第十四条 当該団体の役職員、構成員及び代理人は、五人以内に限り、弁明の期日に出頭して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員（以下「受命職員」という。）に対し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。

## ○破壊活動防止法 15 条

(傍聴)

第十五条 当該団体は、五人以内の立会人を選任することができる。

- 2 当該団体が立会人を選任したときは、公安調査庁長官にその氏名を届け出なければならない。
- 3 弁明の期日には、立会人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴することができる。
- 4 受命職員は、前項に規定する者が弁明の聴取を妨げる行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

## ○破壊活動防止法 20 条

(処分の請求の方式)

第二十条 第十一条の請求は、請求の原因たる事実、第五条第一項又は第七条の処分を請求する旨その他公安審査委員会の規則で定める事項を記載した処分請求書を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

- 2 処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出したすべての証拠及び第十七条に規定する調書を添附しなければならない。
- 3 前項の請求の原因たる事実を証すべき証拠は、当該団体に意見を述べる機会が与えられたものでなければならない。

## ○破壊活動防止法 21 条

(処分の請求の通知及び意見書)

第二十一条 公安調査庁長官は、処分請求書を公安審査委員会に提出した場合には、当該団体に対し、その請求の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。
- 3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに処分請求書の謄本を送付しなければならない。
- 4 当該団体は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、処分の請求に対する意見書を公安審査委員会に提出することができる。

## ○破壊活動防止法 22 条

(公安審査委員会の決定)

第二十二條 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行わなければならない。この場合においては、審査のため必要な取調をすることができる。

2 公安審査委員会は、前項の取調をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 関係人若しくは参考人の任意の出頭を求めて取り調べ、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 帳簿書類その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の任意の提出を求め、又は任意に提出した物件を留めておくこと。

三 看守者若しくは住居主又はこれらの者に代るべき者の承諾を得て、当該団体の事務所その他必要な場所に臨み、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 公務所又は公私の団体に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること。

3 公安審査委員会は、相当と認めるときは、公安審査委員会の委員又は職員に前項の処分をさせることができる。

4 公安審査委員会の委員又は職員は、第二項の処分を行うに当たつて、関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

5 公安審査委員会は、第一項の規定による審査の結果に基づいて、事件につき、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、それぞれその処分を行う決定

6 公安審査委員会は、解散の処分の請求に係る事件につき第七条の処分をすることができない場合においても、当該団体が第五条第一項の規定に該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、第五条第一項の処分を行う決定をしなければならない。

## ○破壊活動防止法 25 条

(決定の効力発生時期)

第二十五条 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定は、決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時

二 第五条第一項又は第七条の処分を行う決定は、前条第三項の規定により官報で公示した時

2 前項の決定の取消しの訴えについては、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、すみやかに審理を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするようにつとめなければならない。

### ○公安審査委員会設置法 3 条

(職権の行使)

第三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

### ○公安審査委員会設置法 7 条

(身分保障)

第七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合及び第九条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

### ○宗教法人法 81 条

(解散命令)

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこ

と。

二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたってその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。

五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもってする。

4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならない。

5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。

6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

7 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法 の定めるところによる。

## 〔2〕 金融庁長官の行う課徴金納付命令

### ○金融商品取引法 172 条

第一百七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し（第四条第三項に規定する有価証券の売出しを

いう。以下この章において同じ。) (当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。) により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額) に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一 (当該有価証券が株券等 (株券、優先出資法 に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。) である場合にあつては、百分の二)

二 当該発行開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一 (当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二)

2 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出した発行者の役員等 (当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。) であつて、当該発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該発行開示書類の提出に関与した者が、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一 (当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二) に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

3 前二項の「発行開示書類」とは、第五条 (第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による届出書類 (第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項 (これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による訂正届出書 (当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第二十三条の三第一項及び第二項 (これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による発行登録書 (当該発行登録書に係る参照書類を含む。) 及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項 (これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による訂正発行登録書 (当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。) 又は第二十三条の八第一項及び第

五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類をいう。

- 4 第一項（第一号を除く。）の規定は、重要な事項（第五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）につき虚偽の記載がある目論見書（第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。）を使用した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。
- 5 第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

## ○金融商品取引法 172 条の 2

第一百七十二条の二 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。第一百七十八条第五項並びに第八十五条の七第二項及び第三項において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度（当該発行者が第二十四条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間。以下この項及び第八十五条の七第十九項において同じ。）が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。



一 三百万円

二 イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券（株券、優先出資法 に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号において同じ。）の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額（当該算定基準有価証券の市場価額がないとき又は当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額）

ロ 十万分の三

- 2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある半期・臨時報告書等（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。第一百七十八条第五項並びに第八十五条の七第二項及び第三項において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。
- 3 第一項ただし書（前項後段において準用する場合を含む。）の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

### ○金融商品取引法 173 条

第一百七十三条 第一百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に

対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ 当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

2 前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

3 第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

- 4 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

#### ○金融商品取引法 174 条

第七十四条 自己の計算において違反行為（第一百五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第一百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）若しくはその申込み若しくは委託等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）若しくはその申込み若しくは委託等をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１） 当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２） 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の（１）に掲げる額から次の（２）に掲げる額を控除した額

（１） 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

（２） 当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

2 前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

3 第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

5 第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

6 第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

- 7 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。
- 8 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- 9 違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。
- 10 第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。
- 11 一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。
- 12 違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。
- 13 有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○金融商品取引法 175 条

第七十五条 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

2 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除

した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

3 前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

5 第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格」とは、第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

6 第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実

施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

7 第一項の規定は、第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。）の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

8 第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

#### ○金融商品取引法 182 条

第百八十二条 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### ○金融商品取引法 183 条

第百八十三条 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

#### ○金融商品取引法 184 条

第百八十四条 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。



### ○金融商品取引法 185 条

第八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

- 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

### ○金融商品取引法 185 条の 2

第八十五条の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

### ○金融商品取引法 185 条の 3

第八十五条の三 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

- 2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

### ○金融商品取引法 185 条の 4

第八十五条の四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

- 2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合には、被審人も、その鑑定人に質問することができる。
- 3 民事訴訟法第九十一条、第九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

### ○金融庁設置法 25 条

（審判官）

第二十五条 証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、

金融庁に審判官五人以内を置く。

- 2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者について、長官が命ずる。

#### ○金融商品取引法 180 条

第一百八十条 審判手続（審判手続開始の決定及び第一百八十五条の七第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

- 2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことがある者を審判官として指定することはできない。

#### ○金融商品取引法 181 条

第一百八十一条 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。
- 3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

#### ○金融商品取引法 185 条の 5

第一百八十五条の五 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

### 〔3〕 会計検査院の検定手続

#### ○会計検査院法 32 条

第三十二条 会計検査院は、出納職員が現金を亡失したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

2 会計検査院は、物品管理職員が物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

3 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員又は物品管理職員を監督する責任のある者は、前二項の検定に従つて弁償を命じなければならない。

4 第一項又は第二項の弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

5 会計検査院は、第一項又は第二項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは五年間を限り再検定をすることができる。前二項の規定はこの場合に、これを準用する。

#### ○予算執行職員等の責任に関する法律 4 条

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十五条第一項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合に於ては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

- 4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第一項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
- 5 第三項の場合において、各省各庁の長は、会計検査院が予算執行職員に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。
- 6 前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当該金額に対し財務大臣が納付のときから還付のときまでの期間における銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を加算しなければならない。

## ○予算執行職員等の責任に関する法律 5 条

(再検定)

- 第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免かれる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作成し、証拠書類を添え、書面をもつて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。ただし、請求に基いて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。
- 2 会計検査院は、前項の規定による再検定のための審理をする場合において、各省各庁の長又は予算執行職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、当該職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。
  - 3 各省各庁の長又はその代理官及び予算執行職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。
  - 4 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、会計検査院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。
  - 5 前条第一項本文、第二項、第五項及び第六項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、前条第五項中「第三項の場合において、各省各庁の長は、」とあるのは「各省各庁の長は、」と読み替えるものとする。

## ○会計検査院法 11 条

第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。

- 一 第三十八条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃
- 二 第二十九条の規定による検査報告
- 二の二 第三十条の二の規定による報告
- 三 第二十三条の規定による検査を受けるものの決定
- 四 第二十四条の規定による計算証明に関する事項
- 五 第三十一条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三条第二項 の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第六条第一項 及び第四項 の規定（同法第九条第二項 において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項
- 六 第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項 及び同法第十一条第二項 において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四条第一項 及び同法第五条（同法第八条第三項 及び同法第九条第二項 において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定
- 七 第三十五条の規定による審査決定
- 八 第三十六条の規定による意見の表示又は処置の要求
- 九 第三十七条及び予算執行職員等の責任に関する法律第九条第五項 の規定による意見の表示

## ○行政手続法 3 条

（適用除外）

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。

（1～3 号略）

- 四 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導（5 号以下、2 項、3 項略）

## ○行政不服審査法 4 条

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第四条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

（1～3号略）

四 検査官会議で決すべきものとされている処分

（5号以下、2項略）

### ○会計法 41 条

第四十一条 出納官吏が、その保管に係る現金を亡失した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。

2 出納官吏は、単に自ら事務を執らないことを理由としてその責を免れることができない。ただし、分任出納官吏、出納官吏代理又は出納員の行為については、この限りでない。

### ○会計法 45 条

第四十五条 出納官吏に関する規定は、出納員について、これを準用する。

### ○物品管理法 31 条

（物品管理職員等の責任）

第三十一条 次に掲げる職員（以下「物品管理職員」という。）は、故意又は重大な過失により、この法律の規定に違反して物品の取得、所属分類の決定、分類換、管理換、出納命令、出納、保管、供用、不用の決定若しくは処分（以下「物品の管理行為」という。）をしたこと又はこの法律の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

一 物品管理官

二 物品出納官

三 物品供用官

四 第十条の二第一項の規定により前三号に掲げる者の事務を代理する職員

- 五 第十条の二第二項の規定により第一号に掲げる者（その者の事務を代理する前号の職員を含む。）の事務の一部を処理する職員
  - 六 第十一条の規定により前各号に掲げる者の事務を行う都道府県の知事又は知事の指定する職員
  - 七 前各号に掲げる者の補助者
- 2 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。
- 3 前二項の規定により弁償すべき国の損害の額は、物品の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した物品の価額又は損傷による物品の減価額とし、その他の場合にあつては、当該物品の管理行為に関し通常生ずべき損害の額とする。

## 予算執行職員等の責任に関する法律 2 条

（定義）

第二条 この法律において「予算執行職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- 一 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十三条第三項に規定する支出負担行為担当官
- 二 会計法第十三条の三第四項に規定する支出負担行為認証官
- 三 会計法第二十四条第四項に規定する支出官
- 四 会計法第十七条の規定により資金の交付を受ける職員
- 五 会計法第二十条の規定に基き繰替使用をさせることを命ずる職員
- 六 会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官
- 七 前各号に掲げる者の分任官
- 八 前各号に掲げる者の代理官
- 九 会計法第四十六条の三第二項の規定により第一号から第三号まで又は前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員
- 十 会計法第二十九条の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員
- 十一 会計法第四十八条の規定により前各号に掲げる者の事務を行う都道府県の知事又は知事の指定する職員
- 十二 前各号に掲げる者から、政令で定めるところにより、補助者としてその事務の

一部を処理することを命ぜられた職員

- 2 この法律において「法令」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法その他国の経理に関する事務を処理するための法律及び命令をいう。
- 3 この法律において「支出等の行為」とは、国の債務負担の原因となる契約その他の行為、支出負担行為の確認又は認証（会計法第十三条の二の規定による支出負担行為の確認及び同法第十三条の四の規定による支出負担行為の認証をいう。）、支出、支払、会計法第二十条の規定に基く繰替使用をさせることの命令及び同法第二十九条の契約並びに小切手、小切手帳及び印鑑の保管、帳簿の記帳、報告等国の予算の執行に関連して行われるべき行為（会計法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。）をいう。

### ○予算執行職員等の責任に関する法律 3 条

（予算執行職員の義務及び責任）

第三条 予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

- 2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。
- 3 前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

### ○会計法 43 条

第四十三条 各省各庁の長は、出納官吏の保管に係る現金の亡失があつた場合においては、会計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、会計検査院が出納官吏に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

### ○物品管理法 33 条

（検定前の弁償命令）

第三十三条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁



所属の職員は、物品管理職員が第三十一条第一項の規定に該当すると認めるときは、会計検査院の検定前においても、その物品管理職員に対して弁償を命ずることができる。

- 2 前項の規定により弁償を命じた場合において、会計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

#### ○予算執行職員等の責任に関する法律 4 条

(弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

- 2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十五条第一項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあっては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。
- 4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第一項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
- 5 第三項の場合において、各省各庁の長は、会計検査院が予算執行職員に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。
- 6 前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当該金額に対し財務大臣が納付のときから還付のときまでの期間における銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を加算しなければならない。

## ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 6 条

(検定の請求)

第六条 出納職員（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十八条第一項に規定する出納官吏、同法第三十九条第二項に規定する分任出納官吏又は出納官吏代理、同法第四十条第二項に規定する出納員並びに同法第四十八条第一項の規定により出納官吏又は出納員の事務を行う都道府県の知事又は知事の指定する職員をいう。以下同じ。）は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一百五十五条第一項の規定により検定を求めるときは、同項に定める書類及び計算書として、次の各号に掲げる事項を記載した検定請求書を作成し、証拠書類及び弁償を命ぜられた書面の写しを添えて、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第十八条第一項において同じ。）を経由して会計検査院に提出しなければならない。

- 一 職名、氏名、住所及び生年月日
- 二 弁償の済否、弁償済みのものについてはその年月日
- 三 弁償の責めを免れるべき金額及び理由

- 2 会計検査院は、前項の書類に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 3 前二項の規定は、物品管理職員（物品管理（昭和三十一年法律第百十三号）第三十一条第一項に規定する物品管理職員をいう。以下同じ。）が物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）第三十九条第一項の規定により検定を求める場合について準用する。

## ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 8 条

(検定のための検査)

第八条 会計検査院は、法第二章第三節に規定するところにより検査を行い、出納職員若しくは前条第一項の公庫等の現金出納職員又は物品管理職員若しくは前条第一項の公庫等の物品管理職員（以下この節において「出納職員等」という。）の弁償責任の有無を検定する。

## ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 9 条

(資料の提出)

第九条 出納職員等は、前条の規定による検査において提出するもののほか、次条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けるまでは、その弁償責任の有無に関する主張を記載した書面及び証拠書類を会計検査院に提出することができる。この場合において、会計検査院が書面及び証拠書類を提出すべき期限を定めるときは、その期限までに提出しなければならない。

### ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 11 条

(再検定の申出)

第十一条 出納職員等は、前条の規定による有責任通知書を受領した場合において、その責めを免れるべき理由があると信じるときは、次の各号に掲げる事項を記載した再検定申出書に、証拠書類を添えて、会計検査院に提出することができる。

- 一 職名、氏名、住所及び生年月日
  - 二 有責任通知書の日付及び発送番号
  - 三 弁償の責めを免れるべき金額及び理由
  - 四 弁償を命ぜられているときは、命ぜられた年月日並びに命じた者の職名及び氏名
  - 五 弁償の済否、弁償済みのものについてはその年月日
  - 六 口頭審理を請求するときはその旨
  - 七 口頭審理に出席する代理人及び証人の氏名、住所及び職業
  - 八 口頭審理の公開を請求するときはその旨
- 2 前項第三号の弁償の責めを免れるべき理由には、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等その責めを免れるべき根拠となる事実を具体的に記載しなければならない。
- 3 第一項第七号の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 会計検査院は、第一項及び前項の書類に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 13 条

(口頭審理)

第十三条 会計検査院は、再検定のための審理をする場合において、第十一条第一項に規定する再検定申出書に口頭審理を請求する旨の記載があったときその他必要と認める

ときは、口頭審理を行うものとする。この場合において、口頭審理の公開の請求があったときは、口頭審理を公開して行うものとする。

2 前項の口頭審理は、会計検査院が指名する職員が主宰する。

3 主宰者は、口頭審理を行うときは、日時及び場所を関係者に通知する。

#### ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 14 条

(陳述等)

第十四条 出納職員等又はその代理人は、口頭審理に出席し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

#### ○会計検査院懲戒処分要求及び検定規則 15 条

(口頭審理記録書)

第十五条 主宰者は、口頭審理を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した口頭審理記録書を作成するものとする。

- 一 事件の名称
- 二 審理に出席した出納職員等、代理人及び証人の氏名
- 三 審理の日時及び場所
- 四 審理の公開の有無
- 五 審理の内容
- 六 その他必要と認める事項

#### [4] 海難審判手続

#### ○海難審判法 11 条

第十一条 審判官（高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。以下同じ。）は、独立してその職権を行う。

#### ○海難審判法 36 条

第三十六条 審判の対審及び裁決は、公開の審判廷でこれを行う。

## ○海難審判法 52 条

第五十二条 高等海難審判庁の審判については、この章に定める場合を除いて、第五章の規定を準用する。

## ○海難審判法 39 条

第三十九条 受審人があるときは、裁決は、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。但し、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭しないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。

## ○海難審判法 38 条

第三十八条 地方海難審判庁は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問することができる。

## ○海難審判法 40 条

第四十条 地方海難審判庁は、申立に因り又は職権で、必要な証拠を取り調べることができる。

2 地方海難審判庁は、第一回の審判期日前においては、左の方法以外の方法により、証拠を取り調べるできない。

- 一 船舶その他の場所を検査すること。
- 二 帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。
- 三 公務所に対して報告又は資料の提出を求めること。

3 地方海難審判庁は、勾引、押収、搜索その他人の身体、物若しくは場所についての強制の処分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をすることができない。

## ○海難審判法 40 条の 2

第四十条の二 地方海難審判庁は、前条第一項の証拠の取調として証人に証言をさせ、鑑定人に鑑定をさせ、通訳人に通訳をさせ、又は翻訳人に翻訳をさせる場合には、これらの者に国土交通省令で定める方法により宣誓をさせなければならない。但し、国土交通省令で定める者には、宣誓をさせないことができる。

### ○海難審判法 40 条の 3

第四十条の三 事実の認定は、審判期日に取り調べた証拠によらなければならない。

### ○海難審判法 40 条の 4

第四十条の四 証拠の証明力は、審判官の自由な判断にゆだねる。

### ○海難審判法 1 条

一条 この法律は、海難審判庁の審判によつて海難の原因を明らかにし、以てその発生の防止に寄与することを目的とする。

### ○海難審判法 43 条

第四十三条 本案の裁決には、海難の事実及び原因を明らかにし、且つ、証拠によつてその事実を認めた理由を示さなければならない。但し、海難の事実がなかつたと認めるときは、その旨を明らかにすれば足りる。

### ○海難審判法 4 条

第四条 海難審判庁は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

2 海難審判庁は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第二十三条第一項の承認を受けた者を含む。以下同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

3 海難審判庁は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に関係のあるものに対し勧告をする旨の裁決をすることができる。

### ○海難審判法 57 条

第五十七条 裁決は、確定の後これを執行する。

### ○海難審判法 58 条

第五十八条 高等海難審判庁の裁決は、海難審判理事所の理事官が、地方海難審判庁の裁

決は、当該地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官が、これを執行する。

### ○海難審判法 53 条

第五十三条 高等海難審判庁の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

- 2 前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。
- 3 前項の期間は、これを不変期間とする。
- 4 地方海難審判庁の裁決に対しては、訴を提起することができない。

## 第4章 不服審査型準司法手続

### II 類型的検討

#### 〔1〕分類の視点

##### ○電波法 83 条

(異議申立ての方式)

第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副二通を提出してしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。

##### ○電波法 93 条の 4

(議決)

第九十三条の四 電波監理審議会は、第九十三条の調書及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない。

##### ○電波法 94 条

(決定)

第九十四条 総務大臣は、第九十三条の四の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議申立てについての決定を行う。

- 2 決定書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならない。
- 3 総務大臣は、決定をしたときは、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第四十二条の規定によるほか、決定書の謄本を第八十九条の規定による参加人に送付しなければならない。



### Ⅲ 個別手続における検討

#### 〔1〕審理手続との関係

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 47 条

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
  - 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
  - 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
  - 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 2 公正取引委員会が相当と認めるときは、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の処分をさせることができる。
  - 3 前項の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。
  - 4 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 56 条

第五十六条 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条の規定による調査の囑託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続（審決を除く。次項、第六十三条及び第六十四条において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある者については、指定することができない。

- 2 前項の規定により指定された審判官（複数の者が指定された場合にあつては、そのう

ち指名された一人の者)は、公正取引委員会規則で定めるところにより、同項の規定に基づき公正取引委員会が行わせることとした審判手続に係る事務を指揮するものとする。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 49 条

第四十九条 第七条第一項若しくは第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第三項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）は、文書によつてこれを行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

- 2 排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 3 公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。
- 4 排除措置命令の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。第五十二条第一項、第五十七条、第五十九条、第六十条及び第六十三条において同じ。）を選任することができる。
- 5 公正取引委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - 一 予定される排除措置命令の内容
  - 二 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
  - 三 公正取引委員会に対し、前二号に掲げる事項について、意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限（2項～5項略）
- 6 排除措置命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、排除措

置命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、公正取引委員会に対し、当該排除措置命令について、審判を請求することができる。

- 7 前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、排除措置命令は、確定する。

### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 50 条

第五十条 第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつてこれを行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十九条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

- 2 納付命令は、その名あて人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 3 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から三月を経過した日とする。
- 4 納付命令に不服がある者は、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の謄本の送達があつた日から六十日以内（天災その他この期間内に審判を請求しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、公正取引委員会に対し、当該納付命令について、審判を請求することができる。
- 5 前項に規定する期間内に同項の規定による請求がなかつたときは、納付命令は、確定する。
- 6 前条第三項から第五項までの規定は、納付命令について準用する。この場合において、同項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあるのは「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に係る違反行為」と読み替えるものとする。

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 54 条

第五十四条 公正取引委員会は、排除措置命令に係る審判請求があつた場合において必要と認めるときは、当該排除措置命令の全部又は一部の執行を停止することができる。

2 前項の規定により執行を停止した場合において、当該執行の停止により市場における競争の確保が困難となるおそれがあるときその他必要があると認めるときは、公正取引委員会は、当該執行の停止を取り消すものとする。

## ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 3 条

(裁定委員の除斥)

第三条 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定に係る職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が申請人又は法人である申請人の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が申請人の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が申請人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について申請人又は処分庁（当該処分をした行政機関をいう。以下同じ。）の代理人であり、又はあつたとき。

六 裁定委員が処分庁の公務員として当該処分に関与した者であるとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、申請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることができる。

## ○人事院規則 13-1 第 21 条

(公平委員)

第二十一条 公平委員は、人事官及び事務総局の職員のうちから、人事院が指名する。ただし、必要があると認めるときは、学識経験のあるその他の者を公平委員に指名することができる。

2 次に掲げる者は、公平委員となることができない。

- 一 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上その審査請求の対象となつた処分に関与した者
- 二 当事者の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である者又はこれらであつた者
- 三 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者

## ○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則 9 条

(除斥事由)

第九条 次のいずれかに該当する審理官は、職務の執行から除斥される。

- 一 当該事案の異議申立人又は参加人
- 二 前号に規定する者の代理人又は補佐人
- 三 第一号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 四 前三号に規定する者であつたことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人（1号～5号略）
- 六 職務上当該事案の処分に関与したことのある者（法第八十七条 ただし書の委員を除く。）
- 七 当該事案について参考人となつたことのある者
- 八 第一号から第六号までに掲げる者以外の利害関係を有する者

## ○特許法 139 条

(審判官の除斥)

第一百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

- 五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。
- 六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。
- 七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

### ○国税通則法 93 条

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長（第七十五条第二項第一号（国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て）に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。）から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。

- 2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。
- 3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場合には、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。
- 5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。
- 6 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

### ○自衛隊法施行令 69 条

(委員の除斥事由)

第六十九条 防衛人事審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事案につき職務の執行から除斥される。

- 一 その事案の当事者であつた場合又は職務上その事案に係る処分に関与した場合
- 二 当事者の一方の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である場合  
又はこれらの者であつた場合

### 三 その事案について、参考人として関与した場合

#### ○情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令 1 条

(議決方法)

第一条 情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「法」という。)第六条第一項の合議体は、これを構成するすべての委員の、同条第二項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 法第六条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 法第六条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

#### ○会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則 2 条

(議決方法)

第二条 審査会の議事は、出席した委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

2 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

#### ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 31 条

(審理の期日及び場所)

第三十一条 裁定委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2 裁定委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

#### ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 32 条

(審理の公開)

第三十二条 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 63 条

第六十三条 公正取引委員会は、第五十六条第一項の規定により審判官に審判手続の全部又は一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならない。ただし、第五十二条第三項の規定により納付命令に係る審判手続が開始された場合において、当該納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において当該違反行為が認定されているときは、この限りでない。

#### ○国家公務員法 91 条

(調査)

第九十一条 第九十条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

3 処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

4 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

#### ○公害健康被害の補償等に関する法律 128 条

(審理の公開)

第二百二十八条 審理は、公開して行なう。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

#### ○公害健康被害の補償等に関する法律 130 条



(意見の陳述等)

第百三十条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出頭して意見を述べることができる。

この場合において、当事者又はその代理人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出頭することができる。

#### ○社会保険審査官及び社会保険審査会法 37 条

(審理の公開)

第三十七条 審理は、公開しなければならない。但し、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

#### ○社会保険審査官及び社会保険審査会法 39 条

(意見の陳述等)

第三十九条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭し、意見を述べることができる。

2 第三十条第一項の規定により指名された者のうち、被保険者の利益を代表する者は、同項に規定する各保険の被保険者たる当事者の利益のため、事業主の利益を代表する者は、事業主たる当事者の利益のため、それぞれ審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

3 第三十条第二項の規定により指名された者は、国民年金の被保険者又は受給権者たる当事者の利益のため、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

#### ○労働保険審査官及び労働保険審査会法 43 条

(審理の公開)

第四十三条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

#### ○労働保険審査官及び労働保険審査会法 45 条

(意見の陳述等)

第四十五条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2 第三十六条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見

書を提出することができる。

#### ○情報公開・個人情報保護審査会設置法 10 条

(意見の陳述)

第十条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

#### ○情報公開・個人情報保護審査会設置法 14 条

(調査審議手続の非公開)

第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

#### ○会計検査院法 19 条の 4

第十九条の四 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第三章の規定は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同章の規定中「審査会」とあるのは、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

#### ○特許法 145 条

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとするすることができる。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

- 4 民事訴訟法第九十四条（期日の呼出し）の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。
- 5 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

## ○国税通則法 84 条

（決定の手續等）

第八十四条 異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、異議申立人は、異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせることができる。
- 3 異議申立てについての決定は、異議審理庁が異議申立人（当該異議申立てが処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、異議申立人及び処分の相手方）に異議決定書の謄本を送達して行なう。
- 4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。
- 5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。
- 6 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

## ○国税通則法 109 条

（参加人）

第一百九条 利害関係人は、国税不服審判所長等の許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができる。

- 2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。
- 3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項（審理のための質問、検査等）の行為をすることができる。

5 第八十四条第一項及び第二項（口頭による陳述）（第百一条第一項（異議申立てに関する規定の準用）において準用する場合を含む。）並びに第九十六条第二項及び第三項（原処分庁から提出された物件の閲覧）の規定は参加人について、第九十五条（証拠書類等の提出）の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。

## ○国税通則法 95 条

（証拠書類等の提出）

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第六項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

## ○国税通則法 97 条

（審理のための質問、検査等）

第九十七条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁（以下「審査請求人等」という。）又は関係人その他の参考人に質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。

四 鑑定人に鑑定させること。

2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げる行為をすることができる。

- 3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第一項第一号及び第三号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 国税不服審判所長は、審査請求人等（審査請求人と特殊な関係がある者で政令で定めるものを含む。）が、正当な理由がなく、第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になつた場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができる。
- 5 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### ○国家公務員法 91 条

（調査）

第九十一条 第九十条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。
- 3 処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。
- 4 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

#### ○人事院規則 13-1 第 57 条

（鑑定）

第五十七条 公平委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定をさせることができる。

#### ○人事院規則 13-1 第 51 条

(証拠資料の提出要求)

第五十一条 公平委員会は、証拠資料を所持する者に、日時及び場所を指定してそれらの証拠資料の提出を求めることができる。この場合には、その者に対し、正当な理由がなく証拠資料を提出しなかつた場合又は虚偽のものを提出した場合の法律上の制裁を通知しなければならない。

2 公平委員会は、提出された証拠資料を留め置くことができる。

### ○電波法 92 条～92 条の 3

(証拠書類等の提出)

第九十二条 異議申立人、参加人又は指定職員は、審理に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定 of 要求)

第九十二条の二 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、異議申立人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の提出要求)

第九十二条の三 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

### ○社会保険審査官及び社会保険審査会法 40 条

(審理のための処分)

第四十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命

じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入って、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に囑託すること。

2 審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

4 審査会は、当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その再審査請求若しくは審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第十一条第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

#### ○社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令 8 条

(文書その他の物件の提出)

第八条 法第十一条第一項又は第四十条第一項の規定により審理のための処分の申立てをすることができる者は、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

#### ○労働保険審査官及び労働保険審査会法 46 条

(審理のための処分等)

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

- 三 鑑定人に鑑定させること。
  - 四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入って、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。
  - 五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。
  - 六 労働者災害補償保険法第三十八条の規定による再審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。
- 2 審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。
  - 3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
  - 4 審査会は、再審査請求人又は第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。
  - 5 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その再審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。
  - 6 第十五条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。
  - 7 第十六条の規定は、第一項第一号若しくは第三号又は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

#### ○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令 12 条

(文書その他の物件の提出)

第十二条 審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定が行われるまでは、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

#### ○情報公開・個人情報保護審査会設置法 9 条

(審査会の調査権限)



第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報  
情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その  
提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならな  
い。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている  
情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類  
又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服  
申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出  
を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること  
その他必要な調査をすることができる。

#### ○自衛隊法施行令 75 条の 2～6

（証拠書類等の提出）

第七十五条の二 審査請求人又は異議申立人は、証拠書類又は証拠物を提出することがで  
きる。ただし、防衛人事審議会が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定め  
たときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は  
職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を  
求めることができる。

（物件の提出要求）

第七十五条の四 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は  
職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出さ  
れた物件を留め置くことができる。

（検証）

第七十五条の五 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は  
職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 防衛人事審議会は、審査請求人又は異議申立人の申立てにより前項の検証をしようと

するときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は異議申立人の審尋)

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は異議申立人を審尋することができる。

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 59 条

第五十九条 被審人又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件についてした原処分又は第八条の四第一項の規定により命じようとする措置が不当である理由を述べ、かつ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審尋し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、必要な場所に立ち入って業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは調査を囑託することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審尋し、若しくは調査を囑託された者に質問することができる。

2 納付命令に係る審判手続において、被審人（第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者を除く。以下この項において同じ。）又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納付命令に係る違反行為（第三号の場合にあつては、当該認定に係る部分に限る。）の不存在を主張することができない。

- 一 第四十九条第七項の規定により納付命令に係る違反行為についての排除措置命令が確定したとき。
- 二 被審人又はその代理人が納付命令に係る違反行為についての排除措置命令について、審判請求を取り下げたとき。
- 三 納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において、当該違反行為の全部又は一部が認定されたとき。

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 62 条

第六十二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百四十三条から第百四十七条まで、第百四十九条、第百五十四条から第百五十六条まで、第百六十五条及び第百六十六条の規定は、公正取引委員会又は審判官が、審判に際して、参考人を審尋し、又は

鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。

- 2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会又は審判官」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審尋」と、「被告人」とあるのは「被審人」とそれぞれ読み替えるものとする。

### ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 34 条

第三十四条 民事訴訟法第一百八十条、第一百八十一条第一項（証拠の申出）並びに第二百一条第一項及び第二項（宣誓）の規定は、裁定委員会（前条第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。以下この項において同じ。）が事件関係人を審問する手続に、同法第一百八十条、第一百八十一条第一項（証拠の申出）、第一百九十条、第一百九十一条（証人義務）、第一百九十六条から第一百九十八条まで（証言の拒絶）、第二百一条第一項から第四項まで（宣誓）、第二百十二条（鑑定義務）、第二百二十一条第一項、第二百二十二条並びに第二百二十三条第一項前段及び第二項（文書の提出）の規定は、裁定委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

- 2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは、「裁定委員会（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。）」と読み替えるものとする。

### ○公正取引委員会の審判に関する規則 38 条

（準備手続）

第三十八条 審判官は、適当と認める場合は、事件の争点及び証拠を整理するため、審査官の出席及び被審人又はその代理人の出頭を求めて準備手続をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、この方法に代え、又はこれを補うため、審査官又は被審人若しくはその代理人に対し、準備書面その他の文書を提出させることができる。

- 2 審判官は、準備手続の期日において、文書（第五十条に規定する物件を含む。）の証拠調べをすることができる。
- 3 審判官は、準備手続の期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。ただし、被審人又はその代理人が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるお

それがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない。

- 4 審判官は、被審人又はその代理人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、審判官並びに審査官及び被審人又はその代理人のいずれもが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、準備手続の期日における手続を行うことができる。この場合において、当該期日に出頭しないで準備手続に関与した被審人又はその代理人は、当該期日に出頭したものとみなす。
- 5 前項の規定により、審判官、審査官及び被審人又はその代理人のいずれもが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって準備手続の期日における手続を行うときは、審判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。
- 6 審査官及び被審人又はその代理人は、審判期日において、準備手続の結果を陳述しなければならない。

#### ○人事院規則 13-1 第 39 条

(争点整理等手続)

第三十九条 公平委員会は、口頭審理を円滑に行うため必要があると認めるときは、当事者の出席を得て、いつでも次に掲げる審理を行うことができる。ただし、当事者の一方及びその代理人がともに出席しないときは、この限りでない。

- 一 当事者の主張を明確にすること。
  - 二 事案の争点を整理すること。
  - 三 証拠調べの申請をさせること。
  - 四 立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
  - 五 証拠調べの決定又は証拠調べの申請を却下する決定をすること。
  - 六 書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料（以下「証拠資料」という。）を提出させ、その認否を行わせること。
  - 七 口頭審理の進行に関する事項を定めること。
- 2 前項の規定に基づいて行う審理（以下「争点整理等手続」という。）は、非公開で行うものとする。
  - 3 公平委員会は、相当と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができる。ただし、第一項第五号に掲げる審理については、この限りでない。

## ○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則 18 条

(審理準備会議)

第十八条 主任審理官は、争点の整理及び立証の準備をさせるため、審理を行う前に、異議申立人等に出頭を求めて、審理準備会議を開催することができる。

2 主任審理官は、前項の会議の経過及び結果を、記録しておかなければならない。

## ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則 14 条の 2

(準備書面の提出等)

第十四条の二 準備書面を裁定委員会に提出する事件関係人（法第二十七条第五項の事件関係人をいう。以下同じ。）は、答弁書（法第二十九条の規定による答弁書をいう。以下同じ。）を提出する場合を除き、準備書面に記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間において、提出しなければならない。

2 準備書面に事実についての主張を記載する場合には、立証を要する事由ごとに、証拠を記載しなければならない。

3 準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。

4 裁定委員会は、必要があると認めるときは、事件関係人に対し、相当の期間を定めて、準備書面（答弁書を除く。）の提出を命ずることができる。

## ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則 14 条の 8

(進行協議)

第十四条の八 裁定委員会は、審理の期日外において、事件関係人の出頭を求めて手続の進行に関し必要な事項について協議することができる。

## ○国税通則法施行令 31 条

(国税審判官の資格)

第三十一条 国税審判官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあつた経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの

- 二 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ（俸給表の種類）に掲げる行政職俸給表(一)による六級若しくは同項第三号に掲げる税務職俸給表による六級又はこれらに相当すると認められる級以上の国家公務員であつて、国税に関する事務に従事した経歴を有する者
- 三 その他国税庁長官が国税に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

#### ○公害等調整委員会設置法 5 条

（職権の行使）

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

#### ○公害等調整委員会設置法 9 条

（身分保障）

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 28 条

第二十八条 公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 31 条

第三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けた場合
- 二 懲戒免官の処分を受けた場合
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 禁錮以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。

#### ○公害健康被害の補償等に関する法律 115 条

(職権の行使)

第百十五条 委員は、独立してその職権を行なう。

#### ○公害健康被害の補償等に関する法律 116 条

(身分保障)

第百十六条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

#### ○社会保険審査官及び社会保険審査会法 20 条

(職権の行使)

第二十条 審査会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

#### ○社会保険審査官及び社会保険審査会法 24 条

(身分保障)

第二十四条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため、職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認めら

れたとき。

#### ○労働保険審査官及び労働保険審査会法 29 条

(職権の行使)

第二十九条 委員は、独立してその職権を行う。

#### ○労働保険審査官及び労働保険審査会法 30 条

(身分保障)

第三十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

#### ○電波法 99 条の 7

(罷免)

第九十九条の七 総務大臣は、委員が第九十九条の三第三項各号の一に該当するに至ったときは、これを罷免しなければならない。

#### ○電波法 99 条の 3

(委員の任命)

第九十九条の三 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者



- 二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

#### ○特許法 136 条

（審判の合議制）

第一百三十六条 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

- 2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。
- 3 審判官の資格は、政令で定める。

#### ○国税通則法 98 条

（裁決）

第九十八条 審査請求が理由がないときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

- 2 審査請求が理由があるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。
- 3 国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 68 条

第六十八条 第六十六条第二項から第四項まで及び前条の規定による審決においては、被

審人が争わない事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならない。

### ○海難審判法 40 条の 3

第四十条の三 事実の認定は、審判期日に取り調べた証拠によらなければならない。

### ○海難審判法 52 条

第五十二条 高等海難審判庁の審判については、この章に定める場合を除いて、第五章の規定を準用する。

#### 〔2〕手続の終了

### ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 50 条

第五十条 裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

### ○電波法 96 条の 2

(訴えの提起)

第九十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

### ○特許法 178 条

(審決等に対する訴え)

第一百七十八条 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

- 4 前項の期間は、不変期間とする。
- 5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。
- 6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 77 条

第七十七条 公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から三十日（第八条の四第一項の措置を命ずる審決については、三月）以内に提起しなければならない。

- 2 前項の期間は、不変期間とする。
- 3 審判請求をすることができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

#### ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 57 条

（専属管轄）

第五十七条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

#### ○電波法 97 条

（専属管轄）

第九十七条 前条の訴え（異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。）は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

#### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 85 条

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る行政事件訴訟法第三条第一項 に規定する抗告訴訟（同条第五項 から第七項 までに規定する訴訟を除く。）
- 二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟

## ○特許法 178 条

(審決等に対する訴え)

第一百七十八条 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

- 2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。
- 3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。
- 4 前項の期間は、不変期間とする。
- 5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。
- 6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

## ○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 53 条

(新しい証拠)

第五十三条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。

- 一 裁定委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかつたとき。
  - 二 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。
- 2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。
  - 3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 81 条

第八十一条 当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をするこ

とができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかった場合

二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合

2 前項ただし書に規定する証拠の申出については、当事者において、同項各号の一に該当する事実を明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

## 第5章 その他の類型

### I 国土交通大臣又は防衛大臣による「代行裁決」

#### 〔1〕 手続の特徴

#### ○公共用地の取得に関する特別措置法 20 条

(緊急裁決)

第二十条 収用委員会は、特定公共事業に係る明渡裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条第一項各号及び第四十九条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決をすることができる。

2 前項の規定による申立ては、国土交通省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

3 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

4 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その申立てがあつた日(土地収用法第四十二条第二項の規定による縦覧期間の末日以前に申立てがあつたときは、当該期間の満了の日の翌日)から二月以内に裁決をしなければならない。

5 収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかつたときは、すみやかに、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

#### ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 19 条

(緊急裁決)

第十九条 収用委員会は、駐留軍の用に供するため第五条の規定による認定があつた土地等のうち認定土地等を除くもの(以下「特定土地等」という。)に係る明渡裁決が遅延

することによつて当該特定土地等の使用又は収用に支障を及ぼすおそれがある場合において、防衛施設局長の申立てがあつたときは、第十四条の規定により適用される土地収用法第四十八条第一項各号及び第四十九条第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決をすることができる。

- 2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。
- 3 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を特定土地等の所有者及び関係人に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その申立てがあつた日から五月以内（第十四条の規定により適用される土地収用法第四十二条第二項の規定による縦覧期間の満了の日の翌日以後に申立てがあつたときは、二月以内）に裁決をしなければならない。
- 5 収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかつたときは、速やかに、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

## ○公共用地の取得に関する特別措置法 38 条の 2

（国土交通大臣への事件の送致）

第三十八条の二 収用委員会が第二十条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、起業者から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を国土交通大臣に送らなければならない。

- 2 前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行なうべき期日を定め、これを起業者に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。
- 3 収用委員会は、第一項の規定により事件を国土交通大臣に送るときは、国土交通省令で定める書類を国土交通大臣に送付しなければならない。

- 4 収用委員会は、第一項の規定により事件を国土交通大臣に送つたときは、起業者、土地所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、国土交通省令で定めるところにより公告しなければならない。

#### ○公共用地の取得に関する特別措置法 38 条の 3

(裁決の代行)

第三十八条の三 国土交通大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、みずから当該事件に係る裁決を行なうものとする。

- 2 前項の規定により国土交通大臣が裁決を行なう場合においては、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

#### ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 22 条

(防衛大臣への事件の送致)

第二十二条 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、地方防衛局長から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らなければならない。

- 2 前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行うべき期日を定め、これを地方防衛局長に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。
- 3 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送るときは、防衛省令で定める書類を防衛大臣に送付しなければならない。
- 4 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送つたときは、地方防衛局長、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、防衛省令で定めるところにより公告しなければならない。

#### ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区



## 域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 23 条

(裁決の代行)

第二十三条 防衛大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、自ら当該事件に係る裁決を行うものとする。

2 地方防衛局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件が送られない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 防衛大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られたものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。

4 防衛大臣は、第一項又は前項に規定する裁決を行う場合において、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものについても、収用委員会に代わつて、自ら行うことができる。

5 防衛大臣は、第二項の請求を受けたときは、収用委員会、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、政令で定めるところにより官報で公告しなければならない。

6 収用委員会は、前項の通知を受けたときは、防衛省令で定めるところにより、関係書類を防衛大臣に送付しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定により防衛大臣が裁決を行う場合においては、防衛施設中央審議会の議を経なければならない。

## ○公共用地の取得に関する特別措置法 38 条の 4

(代行裁決の審理手続等)

第三十八条の四 国土交通大臣は、前条第一項の規定により行なう裁決（以下「代行裁決」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行なわせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百四十一条及び第四百四十四条から第四百四十六条までの規定は、代行裁決の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二

までの規定中「収用委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「国土交通大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「公共用地の取得に関する特別措置法第三十八条の四第一項」と読み替えるものとする。

3 代行裁決は、文書によつて行なう。裁決書には、その理由及び成立の日を附記しなければならない。

4 裁決書の正本は、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。

## ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 25 条

(代行裁決等の審理手続等)

第二十五条 防衛大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百四十一条第一号及び第四百四十四条から第四百四十六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第四百四十一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

3 代行裁決等は、文書によつて行う。裁決書には、その理由及び成立の日を付記しなければならない。

4 裁決書の正本は、これを地方防衛局長、特定土地等の所有者及び関係人に送達しな

ればならない。

### ○公共用地の取得に関する特別措置法 38 条の 3

(裁決の代行)

第三十八条の三 国土交通大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、みずから当該事件に係る裁決を行なうものとする。

2 前項の規定により国土交通大臣が裁決を行なう場合においては、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

### ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 23 条

(裁決の代行)

第二十三条 防衛大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、自ら当該事件に係る裁決を行うものとする。

2 地方防衛局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件が送られない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 防衛大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られたものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。

4 防衛大臣は、第一項又は前項に規定する裁決を行う場合において、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものについても、収用委員会に代わつて、自ら行うことができる。

5 防衛大臣は、第二項の請求を受けたときは、収用委員会、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、政令で定めるところにより官報で公告しなければならない。

6 収用委員会は、前項の通知を受けたときは、防衛省令で定めるところにより、関係書類を防衛大臣に送付しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定により防衛大臣が裁決を行う場合においては、防衛施設中央

審議会の議を経なければならない。

## 〔2〕 個々の手続

### ○社会資本整備審議会令 3 条

(委員等の任命)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

### ○社会資本整備審議会令 6 条

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(欄略)

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 31 条

第三十一条 審議会は、委員七名以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て防衛大臣が任命する。

- 3 委員の任期は、三年とする。
- 4 委員については、再任を妨げない。ただし、十年を超えて委員の職を継続することはできない。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

#### ○社会資本整備審議会運営規則 7 条

(議事の公開)

- 第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
  - 3 2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### ○社会資本整備審議会運営規則 8 条

(分科会)

- 第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。
- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
  - 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

#### ○防衛施設中央審議会運営規則 7 条

(会議の公開)

- 第七條 会議は公開することを原則とし、特段の理由がある場合に審議会は当該会議を非

公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### ○社会資本整備審議会運営規則 3 条

(書面による議事)

第 3 条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

### ○社会資本整備審議会運営規則 5 条

(委員等以外の者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### ○防衛施設中央審議会令 2 条

(議事)

第二条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## II 国地方係争処理委員会

### [1] 国地方係争処理委員会設置の趣旨目的とその組織的位置付け

### ○地方自治法 250 条の 18

(国の行政庁の措置等)

第二百五十条の十八 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勸

告があつたときは、当該勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。この場合においては、委員会は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政庁に対し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

## ○地方自治法 251 条の 5

(国の関与に関する訴えの提起)

第二百五十一条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

- 一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。
- 二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。
- 三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。
- 四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。

- 2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

- 一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
- 二 前項第二号の場合は、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内
- 三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十

日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

- 3 第一項の訴えは、当該普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。
- 4 原告は、第一項の訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を被告に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。
- 5 当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。
- 6 第一項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。
- 7 国の関与を取り消す判決は、関係行政機関に対しても効力を有する。
- 8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。
- 9 第一項の訴えのうち国の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 10 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 〔3〕 手続的特徴

#### ○地方自治法 250 条の 9

(委員)

第二百五十条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

- 2 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属するこ



ととなつてはならない。

- 3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。
- 9 総務大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。
  - 一 委員のうち何人も属していなかつた同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人を超える員数の委員
  - 二 委員のうち一人が既に属している政党その他の政治団体に新たに二人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人を超える員数の委員
- 10 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。
- 11 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
- 12 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。
- 13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 14 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

15 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

16 委員は、自己に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

17 委員の給与は、別に法律で定める。

## ○地方自治法 250 条の 16

(証拠調べ)

第二百五十条の十六 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは前条第一項の規定により当該審査の手續に参加した関係行政機関（以下本条において「参加行政機関」という。）の申立てにより又は職権で、次に掲げる証拠調べをすることができる。

一 相当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること。

二 書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、又はその提出された物件を留め置くこと。

三 必要な場所につき検証をすること。

四 国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは参加行政機関又はこれらの職員を審尋すること。

2 委員会は、審査を行うに当たっては、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

## ○地方自治法 251 条の 5

(国の関与に関する訴えの提起)

第二百五十一条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁（国の関与があつた後

又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 前項第二号の場合は、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 第一項の訴えは、当該普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。

4 原告は、第一項の訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を被告に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5 当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

6 第一項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

7 国の関与を取り消す判決は、関係行政機関に対しても効力を有する。

- 8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同法第八条第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。
- 9 第一項の訴えのうち国の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。
- 10 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

